HOUSE PLUS

贈与税の非課税措置にかかわる証明書等発行サービス　申請要領

住宅性能証明書

・平成27年度税制改正
　住宅用の家屋の区分による
　非課税限度額 500万円加算の対象基準 ・・・・・・・・ 1ページ

・申請方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2･3ページ

・申請図書一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4･5ページ

・申請の際の注意点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6ページ

・工事内容チェック･現場検査シートの
　事前確認･記載例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7ページ

・現場写真撮影部位及び提出図書 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 8･9ページ

・現場検査における注意点について ・・・・・・・・・・・・・・・・ 9ページ

■ サービス申請イメージ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10ページ以降

増改築等工事証明書（準備中）

2016年5月 改訂版

All Rights Reserved Copyrights© ハウスプラス住宅保証株式会社 2012-2016　ＨＰ住-298-5（Ver.20160523）

平成27年度税制改正
住宅用の家屋の区分による非課税限度額 500万円加算の対象基準

HOUSE PLUS

平成27年税制改正により、非課税限度額500万円加算の対象基準が以下の内容に改められました。
従前の平成24税制改正に伴う場合は、5-1 省エネルギー対策等級における等級4が基準の1つとなっておりましたが、評価方法基準の改正に伴い、5-1 断熱等性能等級における等級4へ移行されました。
（新築・既存共、5-1 省エネルギー対策等級における等級4ではお引き受けできません）
また、新しく、バリアフリー性として、9-1 高齢者等配慮対策等級（専用部分） 等級３、等級４又は等級５が対象基準の1つとして追加されました。

住宅の新築又は新築住宅の取得
受贈者が住宅用の家屋の新築を行う、または建築後使用されたことのない家屋の取得

いずれかの基準

	評価方法基準（**新築住宅**） 以下のいずれか	HPによる呼称
省エネ性	５－１ 断熱等性能等級 等級４ ５－２ 一次エネルギー消費量等級 等級４もしくは等級５	断熱性能 一次エネ
耐震性	１－１ 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止） 等級２もしくは等級３ １－３ その他（地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止） 免震建築物	耐震性 免震建築物
バリアフリー性	９－１ 高齢者等配慮対策等級（専用部分） 等級３、等級４又は等級５	バリアフリー

既存住宅の取得における贈与税の非課税措置にかかわる証明書等発行サービスは、現実的に取得が難しいため、
お引き受けについては、要相談とさせていただいております。必ず、事前にご連絡をお願いいたします。

既存住宅の取得
受贈者が建築後使用されたことのある家屋の取得

いずれかの基準

	評価方法基準（**既存住宅**） 以下のいずれか	
省エネ性	５－１ 断熱等性能等級 等級４ ５－２ 一次エネルギー消費量等級 等級４もしくは等級５	断熱性能 一次エネ 評価方法基準（既存住宅）5-1＆5-2の評価基準新設 H28.4.1～
耐震性	１－１ 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止） 等級２もしくは等級３ １－３ その他（地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止） 免震建築物	耐震性 免震建築物
バリアフリー性	９－１ 高齢者等配慮対策等級（専用部分） 等級３、等級４又は等級５	バリアフリー

住宅の増改築等における贈与税の非課税措置にかかわる証明書等発行サービスは、
ハウスプラスに現在準備中でお引き受けできません。ご了承ください。

住宅の増改築等
受贈者が住宅用の家屋について増改築等をする場合

いずれかの基準

	評価方法基準（**既存住宅**） 以下のいずれか	
省エネ性	５－１ 断熱等性能等級 等級４ ５－２ 一次エネルギー消費量等級 等級４もしくは等級５	断熱性能 一次エネ 評価方法基準（既存住宅）5-1＆5-2の評価基準新設 H28.4.1～
耐震性	１－１ 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止） 等級２もしくは等級３ １－３ その他（地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止） 免震建築物	耐震性 免震建築物
バリアフリー性	９－１ 高齢者等配慮対策等級（専用部分） 等級３、等級４又は等級５	バリアフリー

All Rights Reserved Copyrights© ハウスプラス住宅保証株式会社 2012-2016 ＨＰ住-298-5（Ver.20160523）

住宅性能証明書サービス　申請方法　(申請受付～設計審査)

HOUSE PLUS

贈与税の非課税措置にかかわる証明書等発行サービスは、
現在、紙申請のみ承っております。電子申請ではご申請できませんのでご注意下さい。

申請者 様　　ハウスプラス

申請受付～設計審査完了までの審査期間について
▼一戸建ての住宅の場合
：**省エネ性（断熱性能、一次エネ）、耐震性、バリアフリー性**でご申請の場合は**約3週間**程掛かります。
▼共同住宅の場合：**省エネ性、バリアフリー性**でご申請の場合は**約3週間（一戸申請の場合）**
省エネ性、バリアフリー性の一括申請の場合及び**耐震性**でご申請の場合は別途お問い合わせ下さい。
また、設計審査から現場検査実施まで**約1週間程、調整期間**を頂きます。余裕を持ってご申請下さい。

申請図書準備 → 郵送 → 図書受領

申請に必要な図書は、4･5ページの申請図書一覧をご覧下さい

図書はファイルに綴じ、
正本と副本の2冊をご提出ください。
また、ファイルの表紙と背表紙には
「住宅の名称」と「正本・副本の別」
をご記入ください。

引受承諾書 ← 郵送 ← 申請受付

≪申請図書送付先≫
〒108-0014　東京都港区芝５－３３－７ 徳栄ビル本館４階
ハウスプラス住宅保証株式会社　技術管理部
「贈与税の非課税措置にかかわる証明書等発行サービス」宛て
TEL:03-5962-3800　FAX:03-5427-3190

申請受付 → 設計審査 → 審査開始 → 質疑事項
質疑事項：なし → 設計審査完了
質疑事項：あり → 質疑書送付 → FAX・mail → 質疑書 → 質疑対応 → 訂正送付 → 訂正書類・回答書 → 郵送 → 質疑事項

質疑内容によっては、FAX･mailでの返信をお願いする場合があります

設計審査完了 → mail（FAX） → 設計審査完了通知

メールアドレスの記載がない場合のみFAXによる送付とさせていただきます

設計完了通知は、サービス申込書の申込担当者に
（mailのCC宛先として質疑送付先も併せて）
送付させていただきます。
ご了承ください。

○受付完了後、当社評価員が図面審査を開始します。
審査の過程で申請内容に質疑が生じた場合、「申込書」にご指定いただいた「設計担当者」へFAX等で質疑票をお送りします。

○「質疑送付先」の方には、質疑票に対する回答と、必要に応じて図面等の訂正もしくは差替えを行っていただきます。

○ご回答をいただくまでの間、審査業務は中断しますので、ご回答はお早めにお願いします。また、ご回答いただきました内容は改めて審査を行いますが、この際に再度質疑が生じる場合もございますので予めご了承ください。

設計審査完了 → 現場審査へ

⇒ 次ページに続きます

All Rights Reserved Copyrights© ハウスプラス住宅保証株式会社 2012-2016　ＨＰ住-298-5（Ver.20160523）

住宅性能証明書サービス　申請方法　(現場検査～証明書交付)

HOUSE PLUS

贈与税の非課税措置にかかわる証明書等発行サービスは、
現在、紙申請のみ承っております。電子申請ではご申請できませんのでご注意下さい。

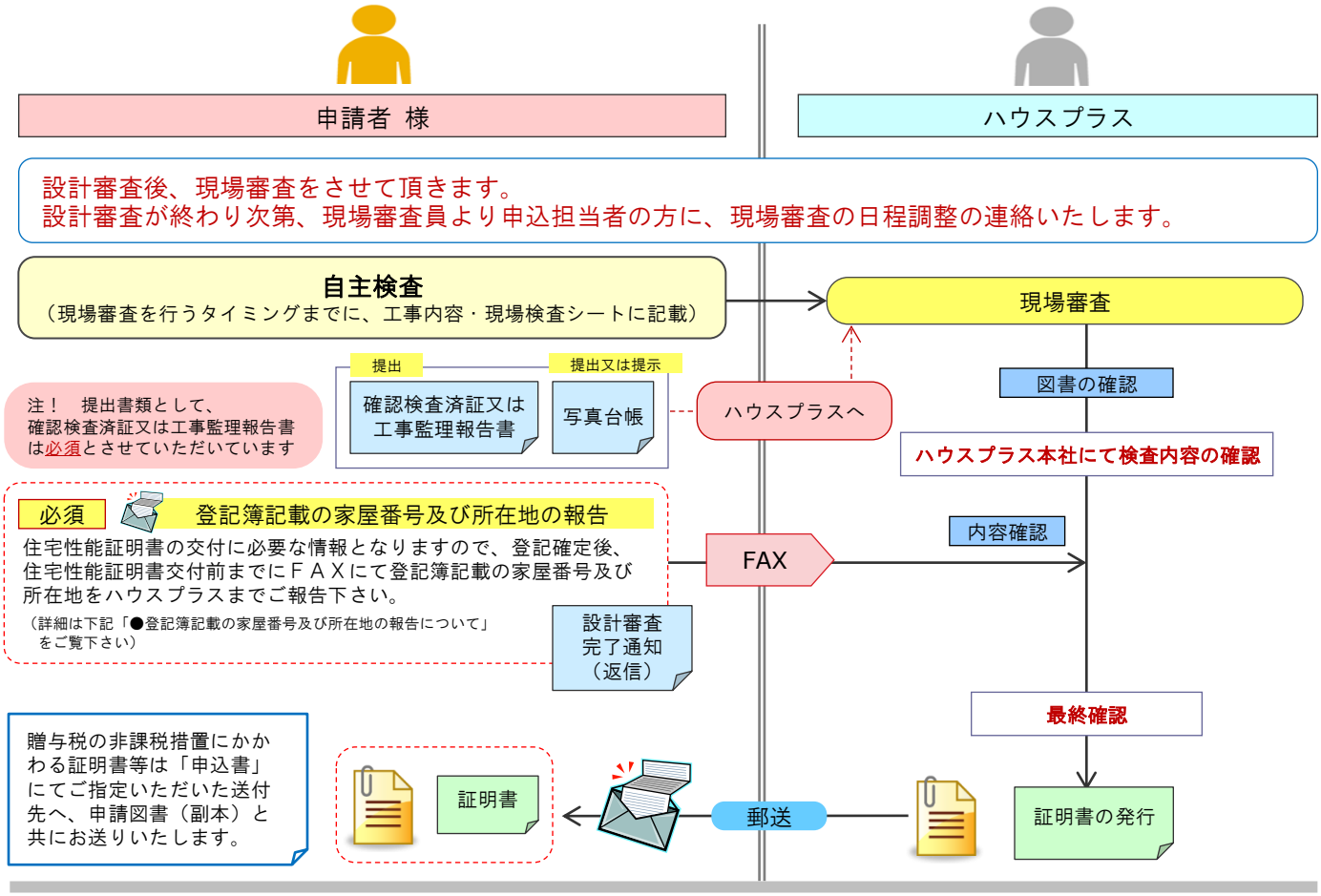

● 登記簿記載の家屋番号及び所在地の報告について

登記が確定した後、設計審査完了後、「申込書」にご指定頂いた「申込担当者」宛てにご郵送させて頂く、「設計審査完了通知」の下欄（下記の様式）に記入し、ＦＡＸにてハウスプラスまで送信下さい。ご申請時に登記しており、サービス申込書に登記簿記載の家屋番号及び所在地を記載してご申請いただいている場合でも確認のため、ＦＡＸにてハウスプラスに必ずご報告下さい。

◇ 設計審査完了通知（抜粋）

● お願い（必須）

住宅性能証明書等においては、登記簿上の家屋番号、所在地が証明書等発行に必要な情報となりますので、登記確定後、本紙によりＦＡＸにて、ご申告のほうを必ずお願いいたします。
ＦＡＸによるご申告がない場合、現場審査完了後において住宅性能証明書等の発行がなされませんので、ご注意お願いいたします。

FAX：03-5427-3193　ハウスプラス住宅保証株式会社　贈与税サービス宛

登記簿による家屋番号・所在地をご申告お願いいたします。

住宅の家屋番号	□ 上記、設計審査完了通知の（9)住宅の家屋番号のとおり 変更等があれば空欄へ内容を記載してください
住宅の所在地	□ 上記、設計審査完了通知の（10)住宅の所在地のとおり 変更等があれば空欄へ内容を記載してください

左記の部分を記載して
ハウスプラスにご報告下さい。

**※ この報告がない場合、
住宅性能証明書等の発行が
なされませんのでご注意下さい。**

All Rights Reserved Copyrights© ハウスプラス住宅保証株式会社 2012-2016　ＨＰ住-298-5（Ver.20160523）

HOUSE PLUS

申請図書一覧（申込み時）

● 設計審査に必要な書類は以下の通りとなります。（評価書等を添付した場合でも、原則、図書省略はできません。）

書類名		明示すべき内容	省エネ性					
			5-1 断熱等性能等級 等級4			5-2 一次エネルギー消費量等級 等級4または等級5		
			単独申請 （※1）	現場検査を他検査と同時 （※2）	設計審査を他審査で実施 （※3）	単独申請 （※1）	現場検査を他検査と同時 （※2）	設計審査を他審査で実施 （※3）
1	サービス申込書	当社HPよりダウンロード願います	●			●		
2	設計内容説明書	当該住宅の構造に応じた設計内容説明書 当社HPよりダウンロード願います	●			●		
3	付近見取り図	方位、道路及び目標となる地物	●			●		
4	配置図	縮尺、方位、敷地境界線、 敷地内における建物の位置 設備の位置	● 設備の位置は不要			● 設備の位置を含む		
5	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の名称及び用途 開口部の位置及び構造 （外皮性能上の仕様が確認できるもの） 設備及び器材の種別及び位置	● 設備及び機材の種別及び位置は不要			● 設備及び機材の種別及び位置を含む		
6	立面図	２面以上 縮尺、外壁及び開口部及び設備の位置	● 設備の位置は不要			● 設備の位置を含む		
7	断面図 又は 矩計図	床の高さ、各階の天井高さ 軒及びひさしの出、軒の高さ 建築物の高さ並びに外壁屋根、天井、小屋裏、 床、床下及び基礎の構造 （外皮性能上の仕様が確認できるもの）	●			●		
8	外皮性能等 計算書	・外皮平均熱貫流率（UA値） ・冷房期の平均日射熱取得率（ηA値）	△ UA値･ηA値で取得の場合			—		
		■平成25年省エネ基準の場合 ・単位温度差あたりの外皮熱損失量（q値） ・単位日射強度当たりの日射熱取得量 冷房期（mC値）、暖房機（mH値） ■平成28年省エネ基準の場合 ・外皮平均熱貫流率（UA値） ・冷房期の平均日射熱取得率（ηAC値） ・暖房期の平均日射熱取得率（ηAH値）	—			●		
	開口部比率 計算書	外皮等面積の合計に占める 開口部面積の合計の割合（開口部比率）	△ 仕様基準で取得の場合			—		
	住戸形状検討書	外皮等面積の合計を 床面積の合計で除した数値	—			△ 仕様基準で取得の場合		
9	基礎伏図	基礎断熱工法の場合における基礎断熱仕様の わかるもの（基礎伏図でなくても可）	△ 基礎断熱がある場合で仕様を 平面図に記載しない場合			△ 基礎断熱がある場合で仕様を 平面図に記載しない場合		
10	仕様書 （仕上げ表を含む）	部材の種別、 寸法及び取り付け方法並びに設備の種別	△ 必要な場合			△ 必要な場合		
11	機器表・系統図	設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法 エネルギーの効率的利用を図ることができる 設備又は器具の配線	—			● 必要な場合		
12	一次エネルギー 消費量計算結果	WEBプログラムによる計算結果	—			● 計算が不要である場合を除く		
13	各種カタログ 試験成績書等	外皮性能計算書における 性能値が確認できるもの 第三者機関等で性能が確認されているもの	△ 外皮性能計算書上、 特異値を用いて計算している場合			● 一次エネルギー消費量計算上の 設備の仕様が確認できるもの		
14	評価書等	ハウスプラスの 設計住宅性能評価、長期優良住宅技術的審査、 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査、 「省エネ住宅ポイント対象住宅証明書」発行 サービス又はハウスプラスへのフラット35Ｓ 適合証明書	—		● 既に取得している場合	—		● 既に取得している場合

All Rights Reserved Copyrights© ハウスプラス住宅保証株式会社 2012-2016　ＨＰ住-298-5（Ver.20160523）

● 設計審査に必要な書類は以下の通りとなります。（評価書等を添付した場合でも、原則、図書省略はできません。）

書類名		明示すべき内容	耐震性 1-1 耐震等級 等級2・等級3 1-3 その他 免震建築物 単独申請（※1）	耐震性 現場検査を他検査と同時（※2）	耐震性 設計審査を他審査で実施（※3）	バリアフリー 9-1 高齢者等配慮対策等級（専用部分）等級3、等級4又は等級5 単独申請（※1）	バリアフリー 現場検査を他検査と同時（※2）	バリアフリー 設計審査を他審査で実施（※3）
1	サービス申込書	当社HPよりダウンロード願います	●			●		
2	設計内容説明書	当該住宅の構造に応じた設計内容説明書 当社HPよりダウンロード願います	●			●		
3	付近見取り図	方位、道路及び目標となる地物	●			●		
4	配置図	縮尺、方位、敷地境界線、 敷地内における建物の位置	●			●		
5	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の名称及び用途	●			●		
		壁及び筋かいの位置及び種類、 通し柱の位置、開口部の位置及び構造	●			—		
		各室、出入口、廊下及び階段の寸法 階段の構造、段差の位置及び寸法	—			●		
6	立面図	２面以上 縮尺、外壁及び開口部	●			●		
7	断面図 又は 矩計図	床の高さ、各階の天井高さ 軒及びひさしの出、軒の高さ 建築物の高さ並びに外壁屋根、天井、小屋裏、 床、床下及び基礎の構造	●			●		
8	基礎伏図	縮尺、構造躯体の材料の種別及び寸法 並びに床下換気孔の寸法	●			—		
9	各階床伏図	縮尺、構造躯体の材料の種別及び寸法	●			—		
10	小屋伏図	縮尺、構造躯体の材料の種別及び寸法	●			—		
11	各部詳細部	縮尺、各部の材料の種別及び寸法	—			△ 必要な場合		
12	仕様書	部材の種別	△ 必要な場合			△ 必要な場合		
13	地盤調査報告書	許容応力度及び杭の許容支持力のいずれかの 数値、その根拠となる地盤調査結果等 ※地盤改良検討書・報告書は必要な場合	●			—		
14	構造計算書		●			—		
15	各種カタログ 試験成績書等	性能値が確認できるもの 第三者機関等で性能が確認されているもの	△ 必要な場合			△ 必要な場合		
16	免震建築物 評価に 必要な書類	免震建築物評価の場合 ・免震装置の配置がわかるもの ・免震部材の仕様等の図面及び大臣認定書 ・免震建築物の維持管理計画書　ほか	免震建築物評価の場合 ●			—		
17	評価書等	ハウスプラスの 設計住宅性能評価、長期優良住宅技術的審査、 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査、 「省エネ住宅ポイント対象住宅証明書」発行 サービス又はハウスプラスへのフラット35Ｓ 適合証明書	—	—	● 既に取得している場合	—	—	● 既に取得している場合

※1　ハウスプラスの他サービスと併用申請しない場合
※2　ハウスプラスすまい保険（新築保険）の申込みあり／提出図書は単独申請とまったく同じとなります
※3　ハウスプラスの他サービスで、選択する対象住宅基準と同じ設計審査を受けている場合に適用することができます。
原則、他サービスの設計審査が完了した時点で、本サービスのお申し込みをお願いいたします。
提出図書は選択する対象基準に準じた通常の提出図書1～16（弊社審査済印が捺印されたもの(コピーで可)）並びに、17 評価書等の添付が必要となりますが、審査料金が通常料金より割安でお申し込みすることができます。

All Rights Reserved Copyrights© ハウスプラス住宅保証株式会社 2012-2016　ＨＰ住-298-5（Ver.20160523）

住宅性能証明書サービス　申請の際の注意点

注意　● 現場審査を受ける前に自主チェックが必要です

現場審査は原則、下記のタイミングで行います。**⇒ 工事内容チェック・現場検査シートにより事前に必ず自主チェックが必要です。**

● 現場審査のタイミング

（10ページ以降に当該サービスの申請イメージ（一戸建ての住宅）を掲載しておりますので併せてご確認下さい。）

検査を行うタイミングによって、検査時に目視・計測等により確認できない項目がありますので、
目視・計測等により確認できない項目については、
現場写真の提出又は提示をお願いいたします。

▼写真撮影部位など、
詳しくは8･9ページをご確認下さい。

配筋工事の完了時	躯体の工事完了時	断熱材施工の完了時（開口部設置後）	竣工	竣工後

			配筋工事の完了時	躯体の工事完了時	断熱材施工の完了時（開口部設置後）	竣工	竣工後
単独申請・設計審査を他審査と同時（★1）	省エネ性	断熱性能	住宅の新築			現場検査		
			新築住宅の取得					現場検査
			既存住宅の取得					現場検査
		一次エネ	住宅の新築				現場検査	
			新築住宅の取得					現場検査
			既存住宅の取得					現場検査
	耐震性免震建築物		住宅の新築		現場検査			
			新築住宅の取得					現場検査
			既存住宅の取得					現場検査
	バリアフリー		住宅の新築				現場検査	
			新築住宅の取得					現場検査
			既存住宅の取得					現場検査
現場審査を他検査と同時（★2）	省エネ性	断熱性能	住宅の新築			現場検査		
			新築住宅の取得					現場検査
			既存住宅の取得	未設定				
		一次エネ	住宅の新築				現場検査	
			新築住宅の取得					現場検査
			既存住宅の取得	未設定				
	耐震性免震建築物		住宅の新築	（他検査と同時）	（他検査と同時）			書類検査
			新築住宅の取得	（他検査と同時）	（他検査と同時）			書類検査
			既存住宅の取得	未設定				
	バリアフリー		住宅の新築				現場検査	
			新築住宅の取得					現場検査
			既存住宅の取得	未設定				

(★1)　申込みの評価基準が適用されているハウスプラスの設計住宅性能評価、長期優良住宅技術的審査、低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査、「省エネ住宅ポイント対象住宅証明書」発行サービス又はハウスプラスへのフラット35Ｓ適合証明書、「現金取得者向け新築対象住宅証明書」発行サービス等の申込み有り及び取得済で、選択される評価基準に適合する場合

なお、既存住宅の取得の場合は、5年以内に限り活用が可能です

(★2)　ハウスプラスすまい保険の申込み有り

All Rights Reserved Copyrights© ハウスプラス住宅保証株式会社 2012-2016　ＨＰ住-298-5（Ver.20160523）

工事内容チェック・現場検査シートの事前確認・記載例
省エネ性／断熱性能

申込担当者・現場担当者様は、現場審査を行うタイミングまでに、当該サービスの設計審査を受けた申請図書のとおりに施工されていることの事前確認を行い、工事内容・現場検査シートに記載していただく必要があります。各対象基準ごとに、工事内容・現場検査シートを準備させていただいております。

工事内容チェック・現場検査シートは、ダウンロードコーナーに掲載しております。
基準（省エネ性・耐震性・バリアフリー）及び新築住宅・既存住宅・増改築等の別により使用するシートが異なりますので、申請内容にあった工事内容チェック・現場検査シート」をご利用下さい。

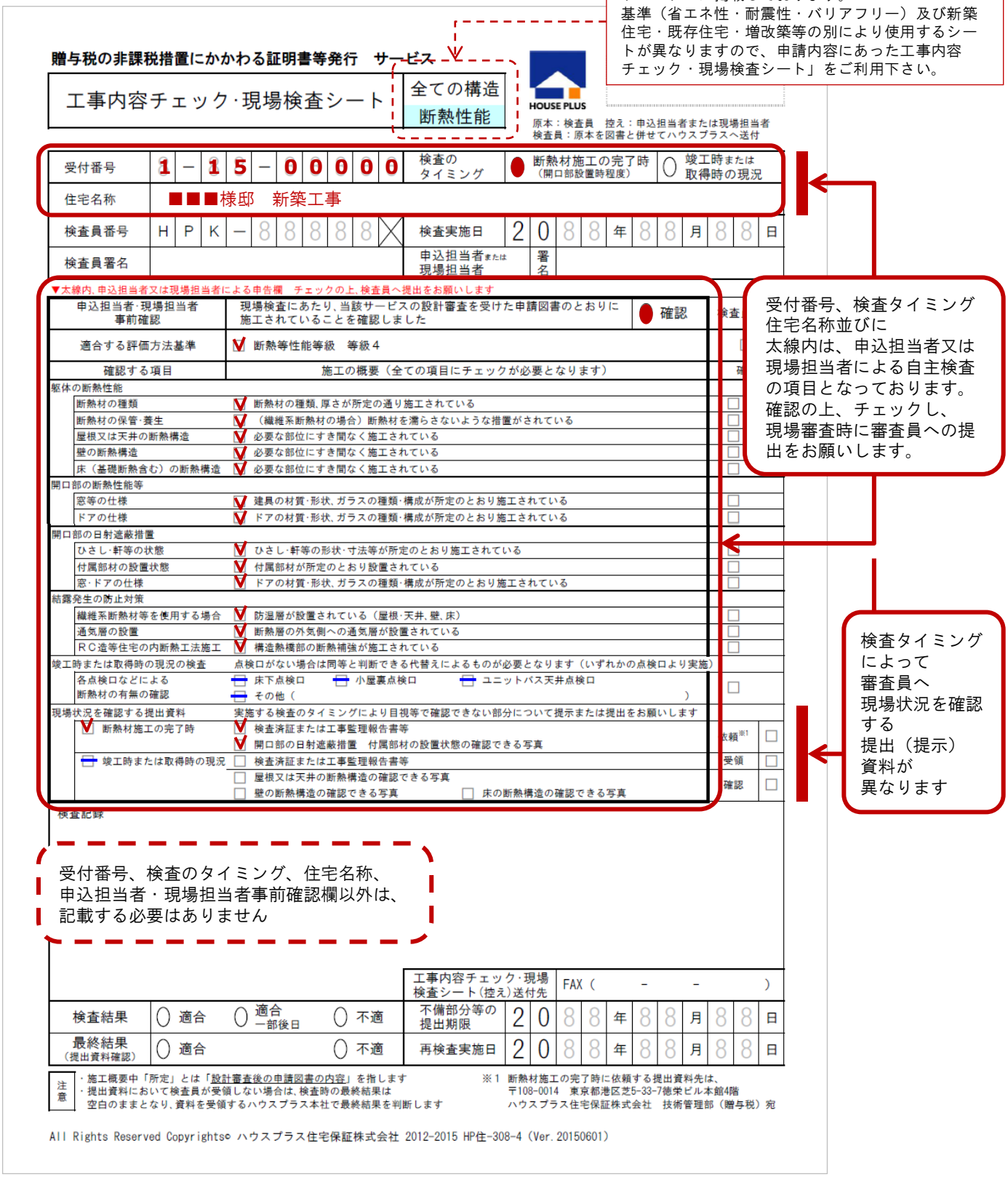

贈与税の非課税措置にかかわる証明書等発行　サービス

工事内容チェック･現場検査シート　全ての構造 / 断熱性能

HOUSE PLUS

原本：検査員　控え：申込担当者または現場担当者
検査員：原本を図書と併せてハウスプラスへ送付

受付番号	1－15－00000	検査のタイミング	● 断熱材施工の完了時（開口部設置時程度）	○ 竣工時または取得時の現況
住宅名称	■■■様邸　新築工事			
検査員番号	HPK－88888	検査実施日	20 88 年 88 月 88 日	
検査員署名		申込担当者または現場担当者 署名		

▼太線内、申込担当者又は現場担当者による申告欄　チェックの上、検査員へ提出をお願いします

申込担当者･現場担当者事前確認	現場検査にあたり、当該サービスの設計審査を受けた申請図書のとおりに施工されていることを確認しました	● 確認	検査
適合する評価方法基準	☑ 断熱等性能等級　等級４		
確認する項目	施工の概要（全ての項目にチェックが必要となります）		確
躯体の断熱性能			
断熱材の種類	☑ 断熱材の種類､厚さが所定の通り施工されている		□
断熱材の保管･養生	☑ （繊維系断熱材の場合）断熱材を濡らさないような措置がされている		□
屋根又は天井の断熱構造	☑ 必要な部位にすき間なく施工されている		□
壁の断熱構造	☑ 必要な部位にすき間なく施工されている		□
床（基礎断熱含む）の断熱構造	☑ 必要な部位にすき間なく施工されている		□
開口部の断熱性能等			
窓等の仕様	☑ 建具の材質･形状､ガラスの種類･構成が所定のとおり施工されている		□
ドアの仕様	☑ ドアの材質･形状､ガラスの種類･構成が所定のとおり施工されている		□
開口部の日射遮蔽措置			
ひさし･軒等の状態	☑ ひさし･軒等の形状･寸法等が所定のとおり施工されている		□
付属部材の設置状態	☑ 付属部材が所定のとおり設置されている		□
窓･ドアの仕様	☑ ドアの材質･形状､ガラスの種類･構成が所定のとおり施工されている		□
結露発生の防止対策			
繊維系断熱材等を使用する場合	☑ 防湿層が設置されている（屋根･天井､壁､床）		□
通気層の設置	☑ 断熱層の外気側への通気層が設置されている		□
RC造等住宅の内断熱工法施工	☑ 構造熱橋部の断熱補強が施工されている		□
竣工時または取得時の現況の検査	点検口がない場合は同等と判断できる代替えによるものが必要となります（いずれかの点検口より実施）		
各点検口などによる断熱材の有無の確認	☐ 床下点検口　☐ 小屋裏点検口　☐ ユニットバス天井点検口　☐ その他（　　）		□
現場状況を確認する提出資料	実施する検査のタイミングにより目視等で確認できない部分について提示または提出をお願いします		
☑ 断熱材施工の完了時	☑ 検査済証または工事監理報告書等 ☑ 開口部の日射遮蔽措置　付属部材の設置状態の確認できる写真	依頼※1	□
☐ 竣工時または取得時の現況	□ 検査済証または工事監理報告書等 □ 屋根又は天井の断熱構造の確認できる写真 □ 壁の断熱構造の確認できる写真　□ 床の断熱構造の確認できる写真	受領 確認	□ □

検査記録

工事内容チェック･現場検査シート（控え）送付先	FAX（　　－　　－　　）		
検査結果	○ 適合　○ 適合 一部後日　○ 不適	不備部分等の提出期限	20 88 年 88 月 88 日
最終結果（提出資料確認）	○ 適合　○ 不適	再検査実施日	20 88 年 88 月 88 日

注意
・施工概要中「所定」とは「設計審査後の申請図書の内容」を指します
・提出資料において検査員が受領しない場合は、検査時の最終結果は空白のままとなり、資料を受領するハウスプラス本社で最終結果を判断します

※1 断熱材施工の完了時に依頼する提出資料先は、
〒108-0014　東京都港区芝5-33-7徳栄ビル本館4階
ハウスプラス住宅保証株式会社　技術管理部（贈与税）宛

All Rights Reserved Copyrights© ハウスプラス住宅保証株式会社 2012-2015 HP住-308-4（Ver.20150601）

受付番号、検査タイミング
住宅名称並びに
太線内は、申込担当者又は現場担当者による自主検査の項目となっております。
確認の上、チェックし、現場審査時に審査員への提出をお願いします。

検査タイミングによって
審査員へ
現場状況を確認する
提出（提示）資料が
異なります

受付番号、検査のタイミング、住宅名称、
申込担当者・現場担当者事前確認欄以外は、
記載する必要はありません

All Rights Reserved Copyrights© ハウスプラス住宅保証株式会社 2012-2016　ＨＰ住-298-5（Ver.20160523）

設計審査後　提出又は提示が必要な現場状況写真
設計審査後　提出が必要な書類

★ 現場検査時に確認できない部分については、現場状況写真の提示又は提出が必須となります。
現場検査時に目視・計測等又は写真の提示により検査内容が確認できる場合は、写真を提出して頂く必要はありません。

▼ 検査を行うタイミングから、写真の提出又は提示が必要な項目について、下記の表にまとめましたのでご参照ください。（凡例／【●】：写真の提出又は提示、【提出】：提出が必須の写真及び書類となります）

【省エネ性／断熱性能】　5-1　断熱等性能等級　等級4

			住宅の新築			新築住宅の取得			既存住宅の取得		
				他サービスとの併用			他サービスとの併用			他サービスとの併用	
			単独申請（※1）	断熱等性能等級が確認できる証明書等（※2）	他検査同時（※3）	単独申請（※1）	断熱等性能等級が確認できる証明書等（※2）	他検査同時（※3）	単独申請（※1）	断熱等性能等級が確認できる証明書等（※2）	他検査同時（※3）
木造・非木造	写真撮影部位	日射遮蔽付属部材の設置状況	提出	提出	提出	現場審査（竣工時）で実施			現場審査で実施		—
		屋根・天井の断熱工事	現場審査（断熱材施工時）で実施			●	●	●	●	●	—
		壁の断熱工事				●	●	●	●	●	—
		床の断熱工事				●	●	●	●	●	—
	提出書類	検査済証　又は工事監理報告書（※4）	提出	提出	提出	提出	提出	提出	提出	提出	—

【省エネ性／一次エネ】　5-2　一次エネルギー消費量等級　等級4、等級5

			住宅の新築			新築住宅の取得			既存住宅の取得		
				他サービスとの併用			他サービスとの併用			他サービスとの併用	
			単独申請（※1）	一次エネ等級が確認できる証明書等（※2）	他検査同時（※3）	単独申請（※1）	一次エネ等級が確認できる証明書等（※2）	他検査同時（※3）	単独申請（※1）	一次エネ等級が確認できる証明書等（※2）	他検査同時（※3）
木造・非木造	写真撮影部位	一次エネ設備設置状況	現場審査（竣工時）で実施			現場審査（竣工時）で実施			現場審査で実施		—
		日射遮蔽付属部材の設置状況									—
		屋根・天井の断熱工事	●	●	●	●	●	●	●	●	—
		壁の断熱工事	●	●	●	●	●	●	●	●	—
		床の断熱工事	●	●	●	●	●	●	●	●	—
	提出書類	検査済証　又は工事監理報告書（※4）	提出	提出	提出	提出	提出	提出	提出	提出	—

【耐震性／耐震性·免震建築物】　1-1　耐震等級　等級２、等級３　／　1-3　その他　免震建築物

			住宅の新築			新築住宅の取得			既存住宅の取得		
				他サービスとの併用			他サービスとの併用			他サービスとの併用	
			単独申請（※1）	耐震性が確認できる証明書等（※2）	他検査同時（※3）	単独申請（※1）	耐震性が確認できる証明書等（※2）	他検査同時（※3）	単独申請（※1）	耐震性が確認できる証明書等（※2）	他検査同時（※3）
木造	写真撮影部位	基礎施工状況	●	●	他検査で実施	●	●	他検査で実施	●	●	—
		耐力壁（筋交い）の施工状況	現場審査（躯体工事完了時）で実施 ※1			●	●		●	●	—
		耐力壁（面材）の施工状況				●	●		●	●	—
		火打ち材の施工状況				●	●		●	●	—
		床組等の施工状況				●	●		●	●	—
		接合金物の施工状況				●	●		●	●	—
非木造	写真撮影部位	基礎施工状況	●	●		●	●		●	●	—
		柱施工状況	※1と同じ ただし、共同住宅等で4階建て以上の場合は別途相談下さい			●	●		●	●	—
		はり施工状況				●	●		●	●	—
		壁施工状況				●	●		●	●	—
		スラブ施工状況				●	●		●	●	—
		住宅の外観	提出	提出		●	●		●	●	—
		各階の竣工状況	提出	提出		●	●		●	●	—
免震建築物	写真撮影部位	免震材料の施工状況	※1と同じ			●	●		●	●	—
		落下·挟まれ防止等の措置の状況	提出	提出	提出	現場審査（竣工時）で実施		提出	現場審査で実施		—
		免震建築物であること等の表示	提出	提出	提出			提出			—
共通	提出書類	検査済証　又は工事監理報告書（※4）	提出	提出	提出	提出	提出	提出	提出	提出	—

All Rights Reserved Copyrights© ハウスプラス住宅保証株式会社 2012-2016　ＨＰ住-298-5（Ver.20160523）

【バリアフリー性】　9-1　高齢者等配慮対策等級（専用部分）　等級３、等級４又は等級５

			住宅の新築			新築住宅の取得			既存住宅の取得		
			単独申請（※1）	他サービスとの併用		単独申請（※1）	他サービスとの併用		単独申請（※1）	他サービスとの併用	
				高齢者等配対策等級が確認できる証明書等（※2）	他検査同時（※3）		高齢者等配対策等級確認できる証明書等（※2）	他検査同時（※3）		高齢者等配対策等級確認できる証明書等（※2）	他検査同時（※3）
木造・非木造	写真撮影部位	玄関　手すり下地補強による場合の施工状況（等級3のみ可）	●	●	●	●	●	●	●	●	―
		脱衣室手すり下地補強による場合の施工状況（等級3のみ可）	●	●	●	●	●	●	●	●	―
共通	提出書類	検査済証　又は 工事監理報告書（※4）	提出	提出	提出	提出	提出	提出	提出	提出	―

(※1)　ハウスプラスの他サービスとの併用申請をしない場合

(※2)　料金表における「ハウスプラスによる他サービスにより設計審査実施」に該当します
申込みの評価基準が適用されているハウスプラスの設計住宅性能評価、長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査、
低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査、（独）住宅金融支援機構の融資関係（フラット３５Ｓ）、
「省エネ住宅ポイント対象住宅証明書」発行サービス、住宅省エネラベル適合性評価または「現金取得者向け新築対象住宅証明書」発行サービスの
申込み有り取得済の場合
なお、既存住宅の取得の場合は、５年以内に限り活用が可能です

(※3)　料金表における「現場検査を他検査と同時」に該当します
ハウスプラスが行う瑕疵保険の現場検査と本サービスの検査を同時に実施する場合

(※4)　建築士が作成する工事監理報告書又は完了検査申請書の第4面 等

■ 料金表における「ハウスプラス建設住宅性能評価取得時に設計審査かつ現場検査を実施済」のお申し込みについては、
別途申請要領をまとめていますので、そちらの方をご参照ください。

注意

**★ 検査済証又は工事監理報告書は、
どのような申込みにおいても、必ず提出が必要である書類へと変更させていただきました。
なにとぞご理解の上、ご了承ください。**

現場検査における注意点について
新築住宅の取得･既存住宅の取得、かつ省エネ性･耐震性の場合

◇ ＜新築住宅の取得＞＜既存住宅の取得＞で、省エネ性（断熱性能、一次エネ）及び耐震性による評価基準により、ご申請の場合になる場合の現況検査時の注意点

現況検査時に、床下点検口、小屋裏点検口又はユニットバス点検口及びから断熱材の有無等や躯体の状況について、目視で検査を実施いたします。

※ 点検口がない場合は、現場検査が適合とならず証明書を発行できない場合があります。
また、必要に応じた点検口となりえる開口の新設及び復旧は、サービスへの申込者が行うものとさせていただきます。

⇒ 小屋裏点検口が押入れやクローゼット内にある場合、押入れやクローゼットの収納物を出しておいて下さい。

⇒ 床下の点検口が床下収納庫を兼ねている場合、床下収納庫の収納物を出して頂くか、床下収納庫ごと外しておいて下さい。床下点検口が脱衣室にある場合は、点検口の蓋の上に物がないようご準備下さい。

All Rights Reserved Copyrights© ハウスプラス住宅保証株式会社 2012-2016　ＨＰ住-298-5（Ver.20160523）